

令和7年雪害にかかる補助事業概要

補助対象要件

- 本事業の活用後、営農を継続する意向である農業者等
- 施設共済や農作物共済、収入保険等のセーフティネットいずれか1つ以上に加入しているか、今後加入の意志がある農業者等

事業概要

(1) 農業用施設の復旧補助事業（パイプハウス・果樹棚等、被覆資材や付帯設備を含む）

以下の農業用施設にかかる復旧（修繕・再建）にかかる経費（資材費及び施工費）を補助します。（補助率：2/3 以内）

- ①栽培を目的として設置されているパイプハウスや果樹棚
- ②被災した被覆資材及び被災した施設の復旧と一体的に取り組む付帯設備
- ③その他農業用として活用しており建築基準法等の関係法令を満たす半壊以上の被害を受けた施設（畜舎、農業用倉庫等）

(2) 農業用施設の撤去補助事業

栽培を目的として設置されているパイプハウスや果樹棚、その他農業用として活用しており建築基準法等の関係法令を満たす施設のうち、今般の雪害で倒壊した施設の撤去費を補助します。なお、施設の撤去は事業者への委託の他、自身で撤去した場合やJA等の協力により撤去した場合も対象となります。（補助率：撤去費は下記①～④を上限、うち3/4 以内を補助）

- ①被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウスまたは果樹棚…290 円/㎡
- ②被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス…880 円/㎡
- ③被覆材がガラスのハウス…1,200 円/㎡
- ④畜舎…4,500 円/㎡

(3) 生産確保資材・種苗等購入補助事業

農作物の再生産に向け、以下の内容を補助します。（補助率：購入経費・賃借費の2/3 以内）

- a. 樹草勢回復用肥料の購入経費（化学肥料、微量元素剤、葉面散布材等）
- b. 病虫害防除等農薬購入経費（殺虫剤、殺菌剤等）及び地上、航空防除機等賃借費
- c. 被害農作物等と同じ次作用種苗等及び代替農作物等の種苗等の購入経費
（育苗ハウスの被害による代替としての水稻苗購入はかかり増し経費が対象）

(4) 被害施設ビニール等処理費用補助事業

今般の雪害被災により処分を要するビニール等にかかる処分費用の一部を補助します。

（補助率：処分費は12.6 円/㎡を上限とし、うち2/3 以内を補助）

ただし、上記「1. 補助対象要件」に加え、市農業使用済みプラスチック適正処理推進協議会で実施する春もしくは秋の廃プラスチック回収事業等において処理を行うか、事業者等へ回収・処分を依頼する場合は費用負担が確認できる書類（請求書、領収書等）を準備していただく必要があります。